

第1 開発事業計画標識技術基準

細目次

- 1 開発事業計画標識の設置
- 2 事業の区域が広い場合等
- 3 2事業の開発事業計画標識
- 4 開発事業計画標識の様式
 - (1) 開発行為及び道路位置指定
 - (2) 建築事業

第1 開発事業計画標識技術基準

1 開発事業計画標識の設置

開発事業を行うときは、要綱の手続を開始すると同時に開発事業計画標識を設置すること。

- ※ 要綱 第6条（開発事業計画標識の設置）
細則 第22条（開発事業計画標識）

2 事業の区域が広い場合等

標識は、事業の区域が広い場合等近隣に事業の周知を徹底するために、1箇所では不足であると認められるときは、2箇所以上に設置すること。

- ※ 要綱 第6条（開発事業計画標識の設置）
第7条（紛争の防止）

3 2事業の開発事業計画標識

開発事業と建築事業の手続を同時にすすめるときは、2事業の標識を設置すること。

- ※ 要綱 第5条（事務手続及び検査）
第6条（開発事業計画標識の設置）

4 開発事業計画標識の様式

(1) 開発行為及び道路位置指定

開 発 事 業 計 画 の お 知 ら せ				
9 0 0 mm 以 上	要綱の適用項目			
	事業の名称			
	事業の場所	立川市	町	丁目 番
	事業区域面積			
	宅 地 数			
	設 置 す る 公共施設等			
	着 工 予 定	年 月頃	完 了 予 定	年 月頃
	事業者 住所 氏名	電話		
	代理人 住所 氏名	電話		
	工事施工者住所 氏名	電話		
標識設置年月日	年	月	日	
<p>この標識は、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第6条の規定に基づき、設置したものです。</p> <p>開発事業についての問い合わせは、次のところへお願いします。</p> <p>連絡先 電話</p>				
900mm以上				

- ※ 要綱 第3条 (適用範囲)
 第6条 (開発事業計画標識の設置)
 細則 第22条 (開発事業計画標識)

(2) 建築事業

開 発 事 業 計 画 の お 知 ら せ			
要綱の適用項目	建築事業		
事業の名称			
事業の場所	立川市	町	丁目 番
事業区域面積			
建築物の用途		建 築 戸 数	
建 築 面 積		延 べ 面 積	
階 数	地上 階・地下 階	高 さ	
着 工 予 定	年 月 頃	完 了 予 定	年 月 頃
事業者 住所 氏名	電話		
代理人 住所 氏名	電話		
工事施工者住所 氏名	電話		
標識設置年月日	年	月	日
<p>この標識は、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱第6条の規定に基づき、設置したものです。</p> <p>開発事業についての問い合わせは、次のところへお願いします。</p> <p>連絡先 電話</p>			
900mm以上			

- ※ 要綱 第3条 (適用範囲)
 第6条 (開発事業計画標識の設置)
 細則 第22条 (開発事業計画標識)